

宮城県警察航空隊の運営等に関する訓令

平成16年10月5日
宮城県警察本部訓令第21号

宮城県警察航空隊の運営等に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察航空隊の運営等に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 管理体制等（第6条—第11条）
- 第3章 運用
 - 第1節 航空活動（第12条—第14条）
 - 第2節 出動・搭乗要請等（第15条—第19条）
 - 第3節 臨時ヘリポート（第20条・第21条）
 - 第4節 事故等発生時の措置（第22条・第23条）
- 第4章 整備（第24条・第25条）
- 第5章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号。以下「組織規則」という。）第3条第4項の規定に基づき、警備部警備課に置かれている宮城県警察航空隊（以下「航空隊」という。）の運営並びに警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用及び整備について、必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 航空隊の運営並びに航空機の運用及び整備については、航空関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）、警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）その他別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空機 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機のうち、警察用のものをいう。
- (2) 航空従事者 航空法第2条第3項に規定する航空従事者をいう。
- (3) 機長 航空法第73条に規定する機長をいう。
- (4) 航空機等 航空機、航空機用装備品、航空機に係る付属品及び部品並びに整備工具その他の航空機の整備に必要な物品をいう。
- (5) 事故 航空機による人の死傷、航空機の損傷その他航空機に係る事故をいう。
- (6) 臨時ヘリポート 規則第18条に規定する臨時発着場をいう。

(活動の本拠)

第4条 航空隊の活動の本拠は、宮城県警察航空基地とする。

(任務)

第5条 航空隊は、航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行うことを任務とする。

2 前項の任務を遂行するに当たっては、航空隊は、必要に応じて宮城県警察機動隊その他の所属との連携を図るものとする。

第2章 管理体制等

(管理責任者)

第6条 航空隊の運営を適正に管理するため、警察本部に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、警備部警備課長とする。

(航空隊長)

第7条 組織規則第17条第2項に規定する宮城県警察航空隊長（以下「隊長」という。）は、管理責任者を補佐し、第11条に規定する航空業務計画に従って、航空隊を運営し、航空隊員の運用、指揮監督及び指導教養に当たるとともに、規則第8条第1項各号に掲げる業務を統括するものとする。

(運航責任者)

第8条 規則第9条に規定する運航責任者は、管理責任者が航空従事者である警部補以上の警察官の中から指定するものとする。

(安全担当者)

第9条 規則第10条に規定する安全担当者は、管理責任者が航空従事者の中から指定するものとする。

(勤務制)

第10条 航空隊員の勤務制は、県警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年宮城県警察本部訓令第9号）の定めるところによる。

(航空業務計画)

第11条 管理責任者は、規則第4条第3項に規定する毎年度の航空業務計画を策定し、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けた後、速やかにこれを警察庁長官に報告しなければならない。

第3章 運用

第1節 航空活動

(活動の基本)

第12条 航空隊の活動は、警備活動、警ら活動、特別活動、警察業務等の支援活動及び待機とする。

(無線局の運用)

第13条 機長は、搭載する無線局を適切に運用し、航空交通管制機関、宮城県警察航空基地、地域部通信指令課等との連絡体制を保持し、航空機の位置及び運航状況を明らかにするよう努めなければならない。

(航空安全基準)

第14条 隊長は、航空機の安全な運航を確保する上で必要があると認めるときは、管理責任者の承認を得て、航空安全基準を定めることができる。

第2節 出動・搭乗要請等

(出動・搭乗要請)

第15条 警察本部の部に置かれた課等の長、警察学校長、仙台市警察部に置かれた課長及び警察署長（以下「所属長」と総称する。）は、航空機を出動させ、又は所属職員若しくは警察職員以外の者を航空機に搭乗させる必要があるときは、あらかじめ、航空機出動・搭乗要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、本部長に要請しなければならない。ただし、突発事案等が発生し、緊急に航空機を必要とするときは、事案の概要、出動の目的、日時、飛行区域等の必要事項を通報することにより、代えることができるが、後日、要請書を提出するものとする。

2 本部長は、前項の要請書を受理したときは、その目的、離着陸の場所、飛行時間等について審査の上、支障がないときは、承認するものとする。

(警察職員以外の者からの出動・搭乗申請)

第16条 警察職員以外の者が航空機の出動又は搭乗の申請をするときは、航空機支援申請書（様式第2号）を本部長に提出しなければならない。

2 本部長は、前項の申請の公益性、緊急性、代替性等を考慮し、前条の規定に準じて審査の上、承認することができる。

(警察職員以外の者の搭乗基準)

第17条 第15条第1項及び前条第1項の警察職員以外の者の搭乗基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察業務を遂行するため、地方公共団体等の職員その他の関係者を搭乗させる場合
- (2) 警察広報に必要な範囲内で報道関係者を搭乗させる場合
- (3) 地方公共団体等の長から要請があった場合で、公益性、緊急性、代替性等を考慮して必要と認められ、かつ、警察業務の運営上支障がないと本部長が判断するとき。

(搭乗手続を要しない者)

第18条 第15条第1項又は第16条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、搭乗の要請又は申請の手続を要しないものとする。

- (1) 被救助者、被保護者又は護送被疑者
- (2) 救助活動に従事する宮城県警察機動隊員
- (3) 救助活動に付随して必要となる措置のための医師等
- (4) 資格取得試験のための試験官又は航空機の検査のための検査官
- (5) 航空安全査察における査察官

(応援派遣)

第19条 本部長は、本県以外の都道府県公安委員会から航空機又は航空隊員の派遣要請があったときは、宮城県公安委員会の承認を受け、航空機又は航空隊員を派遣するものとする。

2 本部長は、前項の派遣要請があった場合において、緊急やむを得ないときは、直ちに航空機又は航空隊員を派遣し、事後、速やかに宮城県公安委員会に報告し、承認を受けるものとする。

第3節 臨時ヘリポート

(臨時ヘリポートの指定・管理)

第20条 本部長は、所属長からの申請に基づき、臨時ヘリポートを指定するものとする。

2 所属長は、管轄区域にある臨時ヘリポートの新設、変更又は廃止をする必要がある場合は、臨時ヘリポートの指定申請書(様式第3号)により、本部長に申請しなければならない。

3 本部長は、前項の臨時ヘリポートの指定申請書を受理したときは、障害物の状態、騒音対策等について審査の上、支障がないときは、承認するものとする。

4 所属長は、管轄区域にある臨時ヘリポートの状態に変化が生じた場合は、管理責任者に通報するものとする。

(臨時ヘリポートの安全措置)

第21条 所属長は、管轄区域内にある臨時ヘリポートにおいて、航空機を離着陸させようとするときは、安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第4節 事故等発生時の措置

(危難時の措置)

第22条 機長は、航空機に危難が生じ、又は危難が生じるおそれがあると認めるときは、航空機の安全確保のために必要な手段を講じ、危難の回避又は予防に努めなければならない。

2 管理責任者は、航空機の不時着が予想される場合は、直ちに、緊急事態の発生地域を管轄する警察署長に捜索及び救護の活動を要請するとともに、その状況を本部長に報告しなければならない。

(事故の報告)

第23条 機長は、事故が発生した場合には、速やかに、その旨を管理責任者を通じて本部長に報告しなければならない。ただし、機長が報告することができないときは、搭乗中の警察職員がこれを行うものとする。

2 管理責任者は、前項の事故について、原因を明らかにするための必要な調査を行い、所見を添えて本部長に報告しなければならない。

第4章 整備

(整備)

第24条 航空機等の整備は、規則第21条の規定に基づき、行うものとする。

(検査)

第25条 航空機等の検査は、規則第22条の規定に基づき、管理責任者が行うものとする。

第5章 雑則

(簿冊の備付け等)

第26条 隊長は、細則第7条に定めるもののほか、別に定める簿冊を備付け、航

空機の運航、整備等の状況を明らかにしておくものとする。

(細目事項)

第27条 この訓令に定めるもののほか、航空隊の運営、服務等に関する細目事項については、警備部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日本部訓令第10号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

